

○議事日程（令和7年3月18日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	7番	吉田太郎
8番	早崎百合子	9番	野村永一
10番	松永民夫	11番	水谷久美子

○欠席議員

6番 岩永義仁

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	無藤宜宏
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部 産業観光課長	佐竹達也	産業建設部 建設課長	吉村和人
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	大倉巧
消防課長	玉井洋祐		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 高橋正人

議会事務局書記 國枝利法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和7年第1回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。後段のほうの御唱和をよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

6番 岩永義仁君より病気療養のため欠席の通告がありました。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和7年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、7番 吉田太郎君、8番 早崎百合子君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、4名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、8番 早崎百合子君。

○8番(早崎百合子君) 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、若年層の薬物乱用に歯止めをについて質問いたします。

昨今、大学の運動部員の大麻所持など事件が相次いで発覚し、若者への蔓延防止が急務となっております。薬物犯罪は長らく覚醒剤が中心でしたが、近年大麻が急増し、2021年には検挙人数が過去最多に達し、日本は大麻乱用期の渦中にあると言われております。日本全体の犯罪統計によりますと、大麻事犯について検挙された人の約7割が30歳未満で、若者の急増は際立っており、憂慮する事態となっております。

県内での薬物事犯の検挙数を見ても、全体の検挙数は増減を繰り返していますが、大麻に関しては増加傾向にあり、特に少年の検挙数を見てみると、令和3年は2人、令和4年は3人、令和5年は12人と一気に増えております。若者に大麻が広がっている背景には、大麻は無害などと誤った情報があふれていることも原因です。また、薬物乱用の若年化の背景には、SNSの普及により、誰でも簡単に危険な違法薬物の売買ができてしまう現状があります。大麻や覚醒剤などの違法薬物は、使用者の心と体に深刻な弊害をもたらします。最悪の場合には死に至り、やめたくてもやめられない依存性が高く、興味本位のたった一度の使用が人生を狂わせてしまうのです。

政府は令和5年8月8日、薬物乱用対策推進会議で、第六次薬物乱用防止五か年戦略を策定しました。五か年戦略で注目されているのは、インターネット上に広がる違法薬物の密売に対する取締り強化であります。知識の乏しい若者が犯罪者に狙われているのは間違いありません。しかしながら、ネットに流れる情報の遮断は困難であり、学校や家庭で正しい情報を徹底して伝えていくことが何より重要であります。

市販薬の過剰摂取をオーバードーズといいます。現在10代から20代の若者の間で急増しております。嫌なことを忘れたいなどの理由で薬局を回り、せき止め薬を大量購入し、何十錠も一気に飲み込む。一時的な気分の高揚や鎮静作用を得る一方で、脳や臓器への影響、呼吸、心臓の停止といった重篤な健康被害を起こしかねません。風邪薬や解熱剤などの市販薬は、覚醒剤や麻薬と同じような成分が僅かに含まれているため、過剰に摂取すれば違法薬物と似た効果が得られます。依存状態になって摂取量が増え続け、重い副作用で命を失った事例もあるほどです。

国立精神・神経医療研究センターの2022年調査では、全国の精神科医施設で薬物依存症の治療を受けた10代患者の主な薬物を見ると、市販薬が全体の65.2%を占めました。また、同センターの薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021によると、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は60人に1人という結果も出ております。同センターの薬物依存研究部部長の松本氏は、10年前は非行や犯罪歴のある若者男性が危険ドラッグを使うケースが多かったが、近年は市販薬の乱用が多く、その大半が素行に問題のない普通の若い女性が多い傾向があると分析しています。

そして、オーバードーズの動機は快楽を得るためではなく、つらい気持ちを紛らわしたいという場合がほとんどです。学校でのいじめ、家庭内暴力、親の不和といった苛酷な現実がもたらす苦痛を和らげるため、オーバードーズを繰り返してしまうとも語られておられます。オーバードーズが増加する背景として、違法薬物とは違い、市販薬がインターネット通販で誰でも簡単に購入できてしまうことが指摘されております。厚生労働省では、現在、市販薬の成分の一部を乱用等のおそれのある医薬品に指定し、販売時に原則1人1箱の制限や高校生以下の子供には名前、年齢確認などを求めています。

大事な地域の宝である若者を、危険な薬物から何としても守らなければなりません。

薬物乱用の離脱をするためには、生きづらさに寄り添うとともに、SNS上の乱用をおおるような投稿が心のよりどころになっていることへの対策も必要であります。薬物乱用の恐ろしさについて、新しい知識を徹底して身につけることが何よりも重要であると考えます。

そこで1点目、市販薬の過剰摂取、オーバードーズを含めた薬物乱用に対して、どのような予防啓発をされているのかをお尋ねいたします。

薬物のきっかけは、友人に使用を誘われ、関係を失いたくない若者が対応に悩む例も報告されております。一人で悩む若者が状況をより打ち明けやすい環境を整備し、薬物使用を未然に防ぐ取組も必要です。

違法薬物に手を出してしまった人の早期発見、早期介入や再発防止が重要ですが、周囲の家族や友人、違法な薬物であることから面倒なことに巻き込まれたくない、友達だから言えない、自分が言ったと知られたら困るなど、相談につながりにくいと考えられます。また、薬物をやめた若者について、依存症の治療、支援、地域の医療、保健、福祉の関連機関でどのような体制が整えられているのでしょうか。

そこで2点目として、こうした薬物の様々な相談窓口において、どのような体制がなされているのかをお伺いいたします。

○議長（北倉義博君） 無藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宜宏君） ただいまの早崎議員の御質問について、実務的な内容が含まれますので、私のほうからお答えさせていただきます。

御質問1点目の予防啓発につきましては、議員御発言のオーバードーズと言われる市販薬の乱用は昔から行われていた問題ですが、近年はインターネット等での乱用の対象となる製品名や、どれぐらい飲めばどのようになるといった体験談等が流布され、若年層がそのような情報に接しやすく、軽い気持ちで市販薬の乱用に陥っている状況があると認識しています。

厚生労働省でもこれを問題視し、市販薬の乱用の起点となり得る医薬品の販売において、乱用を防止することは非常に重要であると考え、実際に薬を販売する薬局等の薬剤師、登録販売者に対し、乱用に対する知識を深め、適切な対応を行うことにより、乱用を防止し、乱用に苦しむ方を救うゲートキーパーの役割となることを期待し、ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアルを作成、公開しています。

また、毎年10月1日から11月30日までの期間において、薬物の危険性、有害性をより多くの国民に知ってもらい、一人一人が薬物乱用防止に対する意識を高めること、また薬物乱用の根絶を図ることを目的とする国、県が共催する麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動や、毎年10月17日から10月23日までの期間において、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらうために、国、県、日本薬剤師会及び県薬剤師会が主催する、薬と健康の週間のそれぞれ

のポスターやリーフレットを保健センターにて掲示、配布し、啓発を行っております。

さらに、養老保護区保護司会におかれまして、薬物乱用防止指導員を保護司の中から選任し、薬物乱用防止研修会に参加し知見を広げていただいております。

また、町内小・中学校においては、保護司のほか、養老警察署、薬剤師、ライオンズクラブの方を講師としてお招きし、薬物乱用防止教室を行っております。

小学校では、6年生の児童を対象として、薬物の使用や所持の違法性や医薬品過剰摂取による危険性などについて、講師の講話やDVDを視聴し、薬物の危険性や依存性について学ぶほか、併せて薬物の誘いを断る勇気の必要性についても学んでいます。

中学校では、2年生、3年生の生徒を対象に、警察署の方を講師としてお招きし、薬物乱用防止教室を行っております。さらには、1年生の生徒を対象に西美濃厚生病院の医師をお招きし、喫煙による体に及ぼす悪影響について学ぶ機会として、喫煙防止の防煙教室を行っております。

御質問2点目の相談窓口の体制についてですが、町保健センターにおいて、保健師が心身の悩みなどの相談に応じ、必要に応じて医療機関受診へつなぐ健康相談を実施しております。なお、過去5年間に於いて薬物乱用に関する相談はございませんでした。

また、薬物依存の問題を抱えている人やその家族の方などが相談できる窓口について、広報「ようろう」では、岐阜県精神保健福祉センターで実施している依存症専門相談を、町ホームページにおいては、現代社会では様々なストレスから心身の不調や不安を感じる人が増えています。1人で抱え込まずに相談しましょうとして、こころの相談窓口の一つとして、心理技術職員や保健師等によるこころの健康などに関する相談や、アルコール関連、薬物乱用問題に関して、本人及び家族からの相談ひきこもり関連問題の相談を受け付ける精神保健福祉相談等について周知を行っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 執行より詳細に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今後の薬物乱用対策の町の対応について再質問いたします。

厚生労働省では、市販薬の乱用の起点となり得る医薬品の販売において、乱用を防止するため、ゲートキーパーとして薬剤師等の対応マニュアルの作成や、一人一人が薬物乱用防止に対する意識を高めるための啓発、町内小・中学校における薬物乱用防止講座の開催と、それぞれの立場で薬物乱用を防ぐための取組を行っていただいていることは、若年層を守る上で大変心強いことだと思います。

相談することをためらう方への対応や、今後そのような取組を続けていくことが必要だと思いますので、町のお考えをお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 無藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（無藤宜宏君） 再質問について御回答いたします。

薬物乱用を防止するために「ダメ。ゼッタイ。」という強いスローガンの下、引き続き青少年に薬物の恐ろしさや正しい知識を身につけていただくための啓発を推進すること、また万が一薬物に手を出してしまった方の社会復帰を助け、再犯を防ぐことが重要であると考えます。

関係機関、団体等と連携し、地域や家庭へ働きかけ、薬物乱用防止対策を実施する意義について理解を得ることは大切でありますので、広報「ようろう」や町ホームページ等において広報にも力を入れてまいります。

また、現状の相談体制を維持するとともに、違法薬物の使用は相談することが難しいことであり、一度やめた後も乱用を繰り返してしまうケースも多く、依存症を伴っている場合が少なくありません。その依存症からの回復には、治療を行うとともに様々な支援が必要となってきます。

また、誰にも相談することもなく、一人で悩みを抱えている御本人や御家族の方は潜在的に存在していると考えます。少しでも相談しやすくするために、直接窓口への相談がしにくい場合には、匿名での相談ができることの周知も図ってまいります。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○ 8 番（早崎百合子君） 若者の薬物乱用やオーバードーズには、社会的な孤立や生きづらさが背景にあるため、この問題を孤独、孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくりなどの施策を推進することが必要であると思います。また、保護者の監視下にあつて、年齢を重ねれば自分でアルバイトをしてお金を自由に使えたり、親の目も届きにくくなることも想定されますので、小・中学生のうちから家庭や学校、地域と連携しながら、薬物に関する正しい知識を身につける教育や指導も併せて実施していくことが重要であると考えます。

近年、インターネットなどの普及により、ありとあらゆる情報が氾濫し、有益な情報もある一方、危険な薬物に関する有害な情報などもすぐ手に入ることのできる状況にあります。そうした SNS 上の誤った情報をうのみにするのではなく、正しい知識を身につけるため、現在町が行っている啓発活動は非常に重要であると考えますので、引き続き啓発を行っていただきたいと思ひます。

今後も様々な心の悩みを抱えながら、周囲の人に相談できず、薬に依存してしまうケースも増えてくると考えられます。心の悩みを相談できる体制の整備は今まで以上に必要になってくると思われます。このような方に寄り添い、依存症に関わる医療的なアプローチが必要な場合には、依存症専門相談を紹介するなど、薬物乱用の未然防止、再乱用防止の取組を行っていただきたいと思ひますので、その点、強く要望しておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、8番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

次に、4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

この質問は、令和3年12月、令和5年3月定例会で質問いたしましたが、いま一度質問をさせていただきます。現在も移住されていない所有の土地への設置、耕作放棄地への設置など、太陽光発電設備の設置は増え続けています。車で国道258号線から養老町に入る道を走るとき、田畑が広がり、養老山が美しく見え、そのようなことは感じられませんが、一歩村の中に入ると太陽光発電設備が以前よりさらに見られるようになりました。養老町全体をめぐっているわけではないので、少し離れた地域は分かりませんが、養老山系の麓にかけての地域で増えてきたと感じますし、今後設置の話が進むのではという箇所も何件か聞いています。

農地を持っておられるお宅に電話も多いと聞きました。不動産屋さんからのお尋ねもあったとお聞きしました。以前の一般質問でもお伝えしましたように県外業者です。また、訪問での勧誘もあるようで、女性2人がお宅に訪問、地域を回っていると言われたようで、どこから情報が出ているのかと憤慨されていました。農家をされておられる方はもちろん断られますが、高齢化で農業ができない、町外に住む息子たちは帰ってこない、なかなか土地も売れない、雑草の管理ができないなどの理由から設置を考える方もあるようですし、実際設置もされています。

業者が該当地区のお宅を訪問、周りに土地を持っておられる人づてに広げていくという業者もおられるようです。うちはやるが、お宅もどう、誘われたほうの方も隣がやるならので、業者としては一度に広範囲の土地に設置できるという利点があります。土地の価格が安く、手放したい高齢者が多い、そんな情報が太陽光発電の業者にあるとしたら、養老町は設備設置に向いている町になっているのかもしれない。

高齢化が進む養老町です。所有される土地に関する悩みがある方も多いと思います。加えて、町外に住まれ、養老町に土地を持たれる方の土地の管理、雑草、雑木についても地域の困り事の一つです。町でも対策をされていることではあると思いますが、なかなか進まないのも実情で、それなら太陽光にと考える方もあります。太陽光発電設備を設置された地域の方からは、鬱蒼とした樹木、雑草の心配がなくなりよくなった、土地の所有者からも同様にすっきりしたという声があることも聞いております。

しかし一方で、前回、前々回とお伝えしたように、増えていく設備に不安の声も多くあります。養老町では幸いにして大きな災害はありませんが、近年は異常気象と言われる天候も多く、1時間で100ミリを超える雨が降り続くこともあり、土砂流出や濁水の発生など、災害の心配がその一つです。

能登半島地震の被災地にあるソーラーでは、少なくとも16か所が斜面崩落などの被害を受けたそうです。さらにパネルは破損しても日光が当たると発電するということがあり、感電の危険があるそうです。雨の日が本当に少なく、乾燥からの影響なのか、全国各地で山火事が起きています。

今年1月13日の和歌山県すさみ町で起きた大規模な山火事では、メガソーラーが消火活動に影響を及ぼしていたことを18日付産経新聞電子版が伝えております。当初は山林火災として通常の放水をしたが、太陽光パネルは感電の危険があり、消防士は感電手袋、長靴などを着用して放水、感電の危険に遭いながら困難な消火活動をされたことが報道されています。

加えて、耐用年数が終了したときに産業廃棄物として処理しなければいけない設備が処理されず、放置されるのではないかという不安です。

令和5年の質問では、現在使用されている太陽光発電パネルには、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンなどの有害物質が含まれている。適切な処理がされ、有害物質が直接環境に触れる可能性は少ないが、産業廃棄物として管理型最終処分場に埋め立てされると答弁いただいています。

地元近隣の顔の知れた業者など責任の所在が分かる業者であれば、契約書、覚書を結び、何かのとき誠実に対応してくださるはずですが、今回初めて取引する県外の顔の見えない一会社となるとどうなのでしょう。大体三、四年で会社は変わり、何か起きたとき、災害時、責任の所在が分からなくなるという事例もあると聞きます。

設備設置の土地の所有者が最後の処理までされると信じたいですが、空き家、空き地ならぬ、パネルの放置も将来起きないとは限りません。

国は2月18日、エネルギー基本計画の改定案を閣議決定し、原発を最大限活用する政策に回帰し、同時に発電量全体に占める再生可能エネルギーの割合を2040年度に4から5割程度に引き上げると発表しましたので、今後も町に現在のような太陽光発電の設備は増えていく可能性はあると思います。

1つ目の質問として、町は太陽光発電設備の数と場所を把握しておられますか。

2つ目の質問として、令和5年3月の答弁で、令和5年2月17日に開催された県省エネ市町村会議において、今後、国が規制強化等の法改正を行うとしており、県も来年度から市町村と連携し、1,000平方メートル以下の小規模の発電規模の個別案件も含め、パトロールの実施とともに周辺環境への影響調査や不適切な設備業者に対し指導できる体制を整備していくと答弁いただきましたが、町の実施状況をお尋ねいたします。

設置を進めたいばかりの業者は、メリットのみを大きく土地の持ち主に説明すると思いますが、災害時、草の管理、何かあったときの責任の所在、耐用年数後の処理について、光の害など設置後のデメリットも知ることが大切で、それらを個人、地域で共有、理解することが大切と感じます。

3つ目の質問として、昨年、再エネ特措法が改正され、説明会が義務化され、ガイドラインも策定されました。町のホームページにも掲載されております。この説明会はどのような内容で、義務化されてから、実際に説明会の実施はありましたか。

4つ目の質問として、設置の箇所がさらに増えた場合、災害に対して影響があるのではないのでしょうか。

今定例会、施政方針の中でも、防災・減災対策として、災害に強いまちづくりに取り組んでいる、町で想定される南海トラフ地震や養老―桑名―四日市断層帯地震、激甚化する大雨などによる洪水被害、土砂災害に備えたとされています。

5つ目の質問として、養老町のまちづくりビジョンにおきましても、町の将来像が示されています。人が集まり、生きがいのある町を目指し、美しい自然の中で力いっぱい働ける町にしましょうと、町民憲章を大切にしている町です。養老町の豊かな自然と住みよい町、住み続けられる町を目指している私たちであります。現状よりさらに太陽光発電が増えていく地域、場所があるとするなら、その場所は住みたい場所、住みやすい場所にならず、ますます過疎地域になるのではないかと思います。町の目指す方向に進まないように感じますが、お考えをお聞かせください。

令和3年の質問時、太陽光発電設備への条例制定をしている自治体は156でしたが、一般財団法人地方自治研究機構から出ている資料によりますと、現在では太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体は、令和7年1月23日の更新情報では約倍の300となっているようです。

令和5年の答弁では、条例は、西濃地域は東濃地域に比べ丘陵地が少なく、太陽光発電設備の設置に当たり、土地の開削が伴わない場合も多いことから、規制する自治体は少数であるといっていますが、養老町は町内外、国内外に誇れる観光の町です。

6つ目の質問として、いま一度お尋ねいたします。太陽光発電設備の適正な設置と自然環境との調和を図るための条例の制定についてのお考えはありませんか。

○議長（北倉義博君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、ただいま清水議員の御質問に対しまして、実務的な内容が含まれますので、私から回答を申し上げます。

まず1点目の太陽光発電設備の数と場所の把握についてでございますが、現在、町全体の太陽光発電設備の設置数と場所を一元的に管理する仕組みは整備されておりません。

しかし、農地転用許可の申請を通じて、設置数及び設置場所については一定の情報を把握しており、これまでに合計74か所が特定されていますが、それ以外は把握しておりません。

次、2点目のパトロールの実施状況につきましてでございますが、令和5年度から岐阜県が進める太陽光発電事業適正指導事業の一環として、適正管理のためのパトロール

を実施しています。

養老町では、出力50キロワット以上のF I T認定を受けた設備や、個別に情報提供のあった設備が調査対象となっています。町内の調査対象47か所のうち30か所について、既に調査を完了し、今年度は昨年7月、11月、今年2月の3回にわたり、23か所について動向調査を行いました。

今後も適正な管理体制を維持しつつ、パトロール活動を継続してまいります。

3点目の説明会の義務化につきましてでございますが、令和6年4月施行の再エネ特措法改正により、特定の再生可能エネルギー発電事業について、認定申請の3か月前までに事前説明会が義務づけられております。具体的には、対象事業として、発電規模が10キロワット以上で、屋根設置型を除く太陽光発電事業。対象範囲として、敷地境界線から100メートル、これは低圧電源でございます。または300メートル、これは高圧電源、特別高圧電源でございますが、以内に居住する者及び隣接土地所有者。説明内容として、計画の概要、環境への影響、予防措置、住民の方からの意見の対応となります。

養老町では、令和6年4月の改正以降、4事業者が計5回の説明会を開催しております。この際、住民が参加しやすい日時や場所を選定し、質疑応答の記録の保存が行われていると伺っております。

4点目の災害に係る対策についてでございますが、太陽光発電設備に関する災害対策は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令の中で、荷重基準として風圧、積雪、地震荷重の設定。土砂災害リスクの評価として地形図や地番調査結果の利用によるリスク評価。安全対策として、支持物の設計、安全性強化のための工学的検討といった内容を遵守することが求められています。

また、事業者には、ガイドラインや養老町宅地等開発行為に関する指導要綱を遵守させ、内容に応じて助言を行っております。

5点目の町の方向性についてでございますが、町では、脱炭素社会の推進と地域の安全確保の両立を目指しております。再エネ特措法のガイドラインに基づき、事業者による地域住民への適切な情報提供や懸念対応を促進。安全、防災面への配慮を徹底し、住民が安心して暮らせる環境づくりに取り組んでおります。

最後、6点目でございますが、条例の制定についてでございますが、岐阜県は太陽光発電事業適正指導事業を進めており、町も国や県の動向を注視しながら調査・研究を続けております。

現時点では町独自の条例制定を予定しておりませんが、適正な管理と地域環境との調和を図るため、今までどおり対応を行ってまいります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） ただいまの答弁で農地転用の手続を行ったものだけで74か所と

あり、それ以外は把握していないということですので、それ以外の雑地などに設置されたものを含めると、かなりの数と面積になると理解できます。

再質問させていただきます。

1つ目の質問として、先ほど答弁の中に、県と連携してパトロールの実施をされているということで、対象以外でも個別に情報提供があった設備も調査対象ということですが、この情報提供は住民からという理解で大丈夫でしょうか。

2つ目の質問として、事業者は認定申請の3か月前までに事前説明が義務づけられると答弁いただきました。簡潔に説明くださいましたが、詳細内容は先ほどの町のサイトから飛び、見ることができます。

こちらが説明会及び事前周知措置実施ガイドラインです。

計画の概要、環境への影響について、騒音、振動、水の汚れ、反射光、雑草などについて説明をされることとなります。

予防措置について、反射光なら予防措置はこうというふうになるようです。

廃棄について。

説明会の記録保存として、録音・録画。

説明会の回数について、十分な回数をする。

計画の変更、事業者が変わった場合の変更の説明など、事細かく説明の内容が示されています。

高齢者、独り暮らしの方が多地域ですと、説明会の全ての理解が難しい場合もあるかと考えます。通知以外の方の参加は可能でしょうか。例えば、区長さんなどの希望もあれば参加できますでしょうか。

○議長（北倉義博君） 竹中産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいまの清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の情報提供元についてでございますが、御指摘のとおり、住民からの情報提供を主に想定していますが、関係者や事業者からの情報も適宜活用しております。

2点目の説明会への参加についてでございますが、説明会及び事前周知措置実施ガイドラインでは、参加対象に制限はなく、区長さんや地域の代表など、どなたでも参加可能としております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 令和6年4月以降ではこの説明会を実施されていることで、地域の皆さんの理解が深まり、設置の有無が決まるという流れですので、それ以前より住民の不安が解消されるのではないかと感じましたし、太陽光発電事業適正指導事業としてパトロールを実施していかれるということですので、今後また住民から相談を受けた

場合には、本日いただいた答弁内容をお伝えし、担当課におつなぎしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

来年4月開幕の大阪・関西万博で、次世代の太陽電池と期待される世界最大級のペロブスカイト太陽電池が設置されると報道されています。経済産業省、資源エネルギー庁のサイトでは、ほかにも一部のパビリオンスタッフが着用するスマートウェアの写真なども紹介されています。フィルム型のペロブスカイト太陽電池がウェアの背中に貼り付けられ、太陽光で発電した電力で作業着に備え付けられたファンを回したり、スマホを充電したりすることができるそうです。薄くて軽くて曲げられるという特性を持つ太陽電池だそうで、今年から量産が始まるようです。高い柔軟性や透過性を持つことから、建物の壁や窓ガラスなどのほか、かばんや帽子などで活用も期待されるそうです。

現在、安いパネルは中国製だそうです。主要原材料であるヨウ素は日本が世界シェア2位を占め、今後は各家庭が太陽光発電で発電した電気を地産地消する分散型電源の時代になるだろうと言われております。万博に行く機会がありましたら見てきたいと思っております。こちらが普及してくると、現在設置が進んでいる土地に設置された設備はどうなっていくのでしょうか。

昨年秋頃からは令和の米騒動が起きておりますが、農林水産省も食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する緑の食料システム戦略として打ち出しをされております。輸入から国内生産に転化していく方向です。今は要らないと思っている土地が、近い将来、富を生むものになるかもしれません。

町長の施政方針でも、本町の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業への取組を推進すると語られました。寝る間も惜しみ、将来のため、子供たちのためにと準備した土地が要らない土地、困った土地になり、その先が太陽光では悲し過ぎます。今後、養老町で有用な土地利用が進むようさらなる取組をお願いし、質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、4番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 議長より発言の許可を得ましたので、ふるさと納税について2点質問いたします。

制度が設けられた当初はなかなか利用が進まなかったふるさと納税制度ですが、平成27年にワンストップ特例制度が導入されたことで、確定申告の負担が軽減され、手軽にふるさと納税が利用されるようになりました。

養老町でもこの頃から寄附額の増加が顕著となっております。

この表は、総務省が公表したデータを基に、養老町の平成27年度から令和5年度までの寄附件数と寄附金額をまとめたものです。

平成29年に寄附額が1億円を超えて以降、順調に増加しており、令和3年度には10億

を突破し、12億8,140万9,000円の寄附額が集まっております。また、その後も件数と金額がやや減少傾向であります。10億円を超えております。

このように、当町の厳しい財政状況の中、ふるさと納税寄附額は貴重な財源になっておりますが、令和6年に入り、物価高の影響を受け、寄附者の返礼品に対するニーズが変化しているという報道が多く見られるようになりました。

具体的には、ちょっとぜいたくな高級食材などへの寄附に陰りが見られ、人気返礼品ランキングにトイレットペーパーやボックスティッシュなどといった日用品がランクインしているということです。このことは、返礼品の8割以上を肉が占める当町のふるさと納税寄附額には大きな影響があったものと思われま。

そこで2点にて質問いたします。

1点目、令和6年度ふるさと納税一般分の寄附額の現在の状況について、昨年度との比較も含めて答弁をお願いいたします。

2点目、全国的な傾向から、当町の寄附額について厳しい状況であると思いますが、今後どのように対応していくのか、以上2点について答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 中島企画財政課長、演台にて答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） ただいまの吉田議員の御質問でございますけれども、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、ふるさと納税一般分の今年度寄附額についてでございますけれども、今年度については、令和7年2月末時点までの累計額が6億1,357万4,000円となっております。昨年度の寄附総額は10億7,495万1,000円でございますので、4億円以上の減となる可能性が高く、非常に厳しい状況となっております。この寄附額減少には、議員も御指摘されていたように、全国的な物価高騰などによる社会情勢の変化に合わせて、寄附者のニーズも変化したことが大きく影響しているのではないかと考えております。

具体的には、物価高騰が継続する一方、まだまだ十分な賃上げの影響が出ていない現状の中で、日用品や生活必需品などの人気上昇し、高級感のある嗜好品はやや敬遠されているのではないかと感じております。中間事業者からも、全国的にお米やトイレットペーパー、ティッシュなど日常生活の中で必要なものが選ばれるようになってきていると聞いております。

また、本町の返礼品の中で寄附の大半を占めているのが飛騨牛でございますけれども、本町だけでなく、本町以外の飛騨牛を返礼品で取り扱っている自治体においても、飛騨牛に対する寄附額が減少してきているようです。この要因についても、先ほども述べたとおり、日常使いできるものが人気となる中で、飛騨牛より安価な和牛を選ぶ寄附者が増えているのではないかと推測しております。

次に、今後も含めた対応についてでございます。

町長の施政方針でも触れられておりますが、令和6年度の中で、これまで以上に当町

の返礼品が寄附者の目に触れるよう、新たに4つのふるさと納税ポータルサイトで寄附の受付を開始しました。これらの新規サイトも含め、返礼品の魅力をさらに感じていただけるよう、返礼品掲載ページの改善等を行ってまいります。

また、返礼品のラインナップを充実させることも重要でございます。令和6年度の中では、寄附者のニーズの変化を踏まえ、日常生活で使用できる新たな返礼品として、園児用レッスンバッグやオリジナルシャンプーなども追加しました。さらに、既存の返礼品についても、肉の総量は変えずに小分けにするなどの工夫でバリエーションを増やすことにも取り組んでいるところです。

今後も当町の財源確保のため、中間事業者や返礼品事業者と連携を密にし、新たな返礼品の出品を推進してまいります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 執行の答弁から、物価高を背景とする寄附者の返礼に対するニーズの変化は当町にも大きな影響があります。令和6年度の最終的なふるさと納税の一般分の寄附見込額が、前年度に比べて4億円以上の減少となる厳しい状況にあることが分かりました。ただ、これまでに対応していなかったポータルサイトなどの受付開始や返礼品の充実など、対策など取られることについては心強く感じました。ふるさと納税寄附金は町の貴重な財源でございますので、改めて丁寧かつ迅速な対応をお願いしておきたいと思っております。

ただ、このふるさと納税については、冒頭にも説明したように、寄附者の返礼品に対するニーズが変化、また多様化しておりますので、ニーズに合わせた返礼品をより充実させていくことも財源確保の視点から重要であると考えております。特に、最近では体験型の返礼品が充実しているようですので、例えば、旅行部分では、山梨県北杜市の星野リゾート宿泊ギフト券や、熊本県の大津町の熊本空港マラソン参加券、あるいは大阪府熊取町の大阪・関西万博の入場券など、また、食事分野では、神奈川県横浜市の中華街ランチコースペア御招待券といった新たなニーズに合わせた返礼品も提供されております。こうした状況から、養老町においても寄附者のニーズの変化を捉え、新しい視点から返礼品の開発が大切になると考えます。

そこで、1点再質問いたします。

寄附者の返礼品に対するニーズの変化や、多様化に対応するため、体験型など、新しい視点から返礼品の開発に対する町の見解について御答弁をお願いします。

○議長（北倉義博君） 中島企画財政課長、自席にて答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 吉田議員の再質問に御回答させていただきます。

今のところ、当町が提供している体験型の返礼品には、養老公園内にあるレトロな遊園地の入場券と、これに食事券がつくといったバリエーションを加えたものなど、少数

しかないのが現状でございます。

ただ、現在、新たに日吉地区内の家族と一緒に木と触れ合い、楽しむことができる木育施設の入場券を返礼品に加える協議を進めております。また、このほかにもゴルフクラブへの寄附を検討していた方から、自身に合う仕様に調整できないかという御意見をいただいたことを契機として、実際に試し打ちやクラブフィッティングを実施し、自分に合う仕様のゴルフクラブをお渡しできるオーダーメイド券も事業者と検討しているところでございます。

なお、体験型以外では、お肉やお米などの返礼品を一定の期間に複数回に分けてお届けする定期便も人気であるため、そうしたニーズに合わせ、さらなる拡充に向けて返礼品提供事業者と協議していきたいと思っております。

寄附者のニーズの変化や多様化に対応し、多くの方から選んでもらえる返礼品の開発ができるよう、先進自治体の情報も収集し、取組を進めてまいります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 平成27年から今年度までの10年間にわたって約60億円の財源を生み出したふるさと納税寄附金は人口減少と少子高齢化をはじめ、公共施設の維持やまちづくりの基盤の更新など、社会や経済の情勢が転換期を迎えた養老町が、これからの課題に向き合い、独自の地域づくりに取り組んでいく上で、もはや欠くことのできない財源となっております。そのため、この貴重な財源を確保していくためにあつては、多くの町民の皆さんの協力やアイデアが不可欠であります。町全体の取り組むべき事業であると考えます。この観点から、最後に、若い世代の柔軟な発想を生かす一つの方法として、大垣養老高校との返礼品の共同開発を提案し、私からの一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、7番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3点で質問をいたします。

最初に、下水道管路メンテナンスについて伺います。

埼玉県八潮市で道路交差点が陥没し、1月28日トラックが転落した事故から50日目を迎えました。トラック運転手の方の一刻も早い救出が求められます。

事故の原因は、直径4.75メートルの下水道管の老朽化による破損と見られています。下水道管による道路の陥没は、2022年度、全国で2,600件も発生している現状の中、町

民の方々からも、全国どこでも起き得る問題であり養老町は大丈夫かの声が寄せられています。

排せつ物や食べ残りかすなど有機物を流す下水道管では、バクテリアが有機物を分解することで硫化水素を発生させ、空気中の酸素と反応した硫酸になり、下水道管を腐食させます。特に下水道管が曲がる場所は、スムーズに流れず腐食が進みやすく、八潮市の陥没事故現場の下水道管は1983年に敷設され、曲線になっていました。

そこで、次の5点で質問をいたします。

1点目ですが、養老町は緊急点検をしたのでしょうか。近隣市町では緊急点検を実施し、異常の有無を市民に公表したと聞き及んでいます。

2点目は、下水道法改正基準では、5年に1回以上の頻度で腐食のおそれ大きい下水道管路の点検を義務づけていますが、現状をお聞かせください。また、点検の主な方法について伺います。

3点目は、国の国土強靱化5か年加速化対策は最終年度を迎えますが、国から新たな通達はあるのでしょうか。

4点目は、町独自の老朽インフラ対策と町民への進捗の周知について伺います。

5点目は、下水道使用料の見直し案に係るパブリックコメントについてです。より多くの受益者の声が町に寄せられる方法を検討すべきだと思っています。今回の方法に至った経過についてお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 加納水道課長、演台にて答弁。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） ただいまの水谷議員の御質問につきまして、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

1点目と2点目と4点目の御質問につきましては関連がございますので、一緒に御回答させていただきます。

1点目の緊急点検の実施につきましては、埼玉県八潮市における下水道管破損による道路陥没の事故を受け、国及び県から口径2メートル以上の管渠について緊急点検を行うよう要請がありましたが、養老町内には口径が2メートル以上の管渠はございませんので報告の対象ではございませんが、口径の大小に関わらず町民の安心・安全のため、町独自で緊急点検を実施いたしました。

養老町公共下水道の総管路は約68キロメートルあり、そのうち、腐食のおそれがあるコンクリート製の管路は約3キロメートル敷設されており、処理場である中部浄化センターへ至る口径35センチから70センチの幹線管路がそれに該当します。

今年2月5日にこの幹線管路について、管路の曲がり角などの変化点を中心に、マンホールの内部及び道路面の変状等について町職員による目視確認による緊急点検を実施しました。点検結果につきましては、変化点などのマンホール内部に土砂等の異常堆積や腐食等は発見されず、道路面の変状等も見受けられませんでした。

2点目の腐食のおそれ大きい下水道管路の点検につきましては、養老町公共下水道において該当する施設として、中継ポンプの噴き出し部があるマンホールが12か所存在するため、これらの点検を5年に1度実施しております。直近では令和5年度に実施しており、その際にマンホール蓋の腐食が確認されたため、現在修繕対応中でございます。

点検方法につきましては、目視及び打音点検等で実施しております。

4点目の町独自の老朽インフラ対策と町民への進捗の周知につきましては、下水道施設の維持管理業者により、総管路約68キロメートルを、毎年順次、管内カメラによる点検を実施しております。点検結果から、管路の継ぎ目部分などからの浸入水など不具合箇所が確認された場合は、必要な管路修繕を実施しております。なお、独自点検や修繕等の実施については、現時点で公表はしておりません。

3点目の国土強靱化5か年加速化対策について国から新たな通達はあるかという御質問につきましては、現時点で国土強靱化5か年加速化対策に関する新たな動きは示されておきませんが、令和7年度には国土強靱化実施中期計画の策定などが検討されていると承知しております。今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

5点目のパブリックコメントに関する質問につきましては、今年度の上下水道事業経営審議会において、下水道使用料の適正化について議論を重ねていただいた結果、独立採算を原則とする公営企業では、維持管理費は100%使用料で賄うことが望ましいという総務省の経営指針に基づき、令和10年度時点において維持管理費を100%使用料で賄うことができるよう算出した現行の1.51倍相当という改定率が妥当ではないかという御提案をいただきましたので、パブリックコメントを実施することとなりました。

意見募集の方法につきましては、計画策定などに用いる統計的な数字を求めるものでなく、透明性と公平性を確保するため、無作為に町民に送付するアンケートはふさわしくないと判断し、広く町民の声を反映するために町ホームページ及び窓口にて実施するものでございます。

なお、パブリックコメント実施の周知につきましては、広報「よろう」3月号及び町ホームページにて行っております。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、再質問をさせていただきます。

町民への進捗の周知についてです。

今回の道路陥没事故後、県内の自治体において速やかな緊急点検結果報告を市民に公表しているわけでございます。町民の安全や安心を守る当町においてもしっかりとした対応が取られているわけです。早急に様々な手段（回覧、ホームページ、広報など）で周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目ですが、下水道使用料の見直し案に係るパブリックコメントについてです。

使用料の見直し予定を令和8年1月から、見直し改定案として現行使用料から約1.51倍と明記した内容での意見募集をしています。非常に大幅な見直しです。

西濃圏域の中で、養老町の現行の基本料金や超過料金の設定は低いのでしょうか、高いのでしょうか。

確かに、広報「ようろう」3月号、またホームページでパブリックコメントの周知はしていますが、広報「ようろう」の内容は分かりにくいものです。ホームページで確認した上で理解できる内容だと考えます。大切なのは、公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント使用の受益者の生の声を受け止めるべき方法を駆使すべきです。私には、町とし、民主的な住民の声を聞く手だては踏みましたよとのポーズにしか思えません。

多くの町民が1.51倍の値上げ案に異議ありとした場合、町は再度経営審議会に諮るのでしょうか。

○議長（北倉義博君） 加納水道課長、自席にて答弁。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） ただいまの水谷議員の再質問に御回答させていただきます。

まず、1点目の緊急点検の周知につきましては、埼玉県での事故を受け、当町では腐食の可能性のある管路について緊急点検を実施いたしました。この点検では、下水道区域内の幹線管路を中心にマンホール内部や道路面を目視で確認し、異常は確認されませんでした。また、近隣自治体の対応を参考に、当町についても点検結果をホームページにて公表させていただきました。

次に、2点目の下水道使用量に関する御質問につきましては、総務省のデータによると、1か月当たり20立方メートルを使用した場合、公共下水道を供用している県内38市町村の中では、養老町は現行使用量の場合、高いほうから8番目、西濃圏域10市町の中では4番目と認識しております。

今回の改定案については、令和10年度までの維持管理費と浄化槽の年間維持管理費が考慮されております。パブリックコメントの結果につきましては、上下水道事業経営審議会に報告し意見を求める予定でありますので、最終的にはそれらの結果を踏まえて判断されることとなります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 令和6年度第1回養老町上下水道事業経営審議会が10月29日午後1時から開かれ、町長は、下水道事業における使用料の適正化についての諮問事項で、上水道事業経営審議会に諮問書を諮問されました。当日、委員から、いつ頃をめどに料金改定を行う予定かの質疑の中で、「年内に第2回審議会を開催し、パブリックコメントを実施し、来年2月頃に第3回審議会を開催し、最終決定していただければと考

えている。議会对応としては3月議会に上程し、早ければ令和7年10月頃から施行できればと考えている」との発言が議事録概要に記されています。

また、令和7年度の施政方針では、下水道事業では、安定した事業継続のため下水道など使用料の適正化について検討を行ってまいりたいと存じますと述べられました。そして、令和7年3月1日から3月31日までのパブリックコメントには、見直し予定を令和8年1月からと明記してあります。

見直し期日が予定とはいえ、町の方針が二転三転しています。

料金の見直し率について現行使用量の1.51倍は、町民生活に多大な負担を及ぼすことは言うまでもありません。さらに、この物価高で日々の生活が大変厳しいのは、町長御自身も危惧されているではありませんか。あまりにも拙速に進めようとする町の姿勢と、町長が座右の銘とされている「町民目線」を問いたいと思います。

今回の値上げ案の根拠として、単独処理合併浄化槽などの年間維持管理費を値上げ率に充当し公平な料金体系を構築した旨のことですが、これまで議会へ提案し議決を求めてきた下水道事業会計予算や決算は不公平感の内容だったということでしょうか。

平成30年に料金改定を行い7年目を迎えるわけですが、当時の改定はどれくらい先を見通したのでしょうか。見通しが甘かったのでしょうか。この会計の歳入を増やし歳出を抑制し、将来を見通し安定的に維持するため、人口減の中で委託管理業者への企業努力や契約の見直し、加入率や使用料金の徴収率アップなど行政努力がさらに問われます。

一人でも多くの受益者の意向を尊重するため、パブリックコメントの期間延長、料金値上げ率の再検討、見直し予定日の変更、議会への改正案条例の上程期日なども加え、その見解を求め、次の質問に入ります。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

下水道使用料の見直しに関する議論につきましては、住民の皆様の生活に直結する重要な課題だというふうに認識をしております。

養老町上下水道事業経営審議会の役割として、受益者などの関係者の方々にも委員として入っていただき、議論していただいております。本来であれば、審議会での結果が使用料の改定の結論となるべきところを、今回は大幅な料金改定となることから、一方的な使用料の改定ではなく、そのプロセスや必要性について丁寧に説明することが重要であると考え、パブリックコメントを通じ町民の皆様から広く御意見をいただきたいというふうに考えております。

このパブリックコメントの結果につきましては、再度、上下水道経営審議会に報告し、意見を求める予定でありますので、最終的にはそこからの結果を踏まえて答申を得て判断することとなります。

また、地方公営企業法第21条では、料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、

能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと規定をされております。こうしたことから、人口減少や予算制約の中ではありますが、歳入を最大限確保し、歳出の抑制を図りながら、引き続き持続可能な下水道事業の経営を行ってまいりたいと考えております。

また、使用料の改定のスケジュールや方針が変動してきたことについては、意思決定のプロセスを透明化し住民の皆様により丁寧な説明を行う必要があるとの判断をしたことから、二転三転したのではなく議論の進捗状況に応じ3か月延ばし、柔軟な対応をしたものでございます。そのための目安として期日が設定され、必要に応じて内部で調整も行っております。

なお、使用料の見直しは、下水道事業の維持管理費を100%賄うことが望ましいと具体的に総務省の指針に明記されており、それらに基づき算定をしております。その中で、参考までに、合併処理浄化槽等の年間維持費等を参考にしながら、使用料の改定案とさせていただいております。

議員が言われました平成30年の改定の折には、平成29年度に開催されました上下水道経営審議会におきまして、今後については5年間をめぐり下水道使用料についての審議をさせていただくこととしておりますので、令和5年度では内部に調査・研究等を行い、令和6年度に審議会への諮問を行ったものでございます。

行政努力につきましては、具体的に、平成29年度末における公共下水道の接続率66.75%であったものが、令和5年度末には3.13ポイント増加しまして69.88%に、また使用料の徴収、いわゆる収納率におきましては、平成29年度末98.86%だったものが令和5年度末には0.54ポイント増加し99.4%と数字に顕著に表れております。

これまでの使用料改定においても、本町の下水道事業として使用料はどうあるべきかを主に議論いただいておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 議会への改正案の条例の期日も御答弁いただきましたか。確認です。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 経営審議会のほうに再度このパブリックコメントの結果を踏まえて、そちらのほうでの答申を得て、いつの時期に条例を出すかということについて内部でまた検討しますので、今のところいつということはありません。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 次いで、公営住宅施策について伺います。

公営住宅においては、養老町公共施設など総合管理計画（令和4年3月改定、計画最終年度令和8年）の方針に基づき事業が展開していると承知しています。改良住宅においては、譲渡（払下げ）や町有住宅などの管理運営方法の下、担当部局の粘り強い努力、地元区長会との連携、関連審査会の議論で確かな進捗が見られていますので、今議会では、公営住宅・特定公共賃貸住宅について伺います。

帝国データバンクは2月28日、価格改定動向調査を発表し、3月食品値上げは2,343品目、前年の3倍でコスト増が止まらなると報道しています。さらに5月以降も相次ぐ食品の値上げが告知されています。本日のニュースでも4月以降の値上げの食品名などが取り上げられています。こんな物価高騰の下、住宅困窮生活弱者が低額家賃で入居できる住宅の確保は必須であり、公的住宅との量と質を考え直す必要があるとも思います。

そこで、次の3点で伺います。

1、公営住宅の整備・改修を支援する国の公営住宅などストック総合改善事業について、新たに子供の安全確保に係る改善メニューが増えています。対応は検討されていますか。

2点目は、押越住宅A・B棟など老朽化した公的賃貸住宅の建て替えなどに国の長期居住機能再生推進事業が増額されると聞き及んでいます。安価で住みよい公共住宅の抜本的拡充に踏み出すべきではないでしょうか。

3点目は、公営住宅を戦略的に活用するため、子育て世代の入居促進や子育て世帯向けのリノベーションを含む供給を提言しますが、その見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 吉村建設課長、演台にて答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） ただいまの水谷議員の御質問につきまして、実務的な内容が含まれますので、私から回答をさせていただきます。

町では、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、住民の安心と社会福祉の増進に寄与することを目的として町営住宅を管理しています。町営住宅は養老町営押越住宅A棟が昭和55年度、養老町営押越住宅B棟が昭和58年度、養老町営下高田住宅A棟が平成4年度に建設され、今日まで管理しています。

1点目の公営住宅等ストック総合改善事業につきましては、既存の公営住宅等について計画的な改善、更新を総合的に推進することにより、公営住宅ストック等の居住水準の向上と総合的な活用を図ることを目的としています。既存の公営住宅を社会や環境の変化に対応するよう改修する事業であります。質問にあります子供の安全確保に係る改善につきましては、新たに令和5年に追加された項目であります。

町におきましては、子育て世帯に特化した住宅支援だけでなく、住宅に困窮している低所得者や高齢者、身体障害者等の、特に居住の安定を図る必要がある方向けに公営住宅を設置し管理しております。公営住宅等ストック総合改善事業には、子育て世帯支援型の改善だけでなく、居住性向上の改善、安全性確保の改善、長寿命化型の改善などが

あるため、子育て世帯だけでなく社会ニーズに合わせた住宅支援ができるよう内部で議論をしていきたいと考えております。

2点目の地域居住機能再生推進事業につきましては、大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により居住機能の集約化等と併せた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組を総合的に支援する事業でございます。

この事業につきましては、大規模団地が対象であり、公的賃貸住宅がおおむね100戸以上となります。また、事業主体は地方公共団体、地方公社、都市再生機構、民間事業者等2者以上が協議会を構成して行う事業であります。町においては100戸以上の公的賃貸住宅はなく、また住宅団地の集約化が必要なため、町全体で地域開発を検討する必要があります。公共施設等の適正化を含めた協議の中で、公営住宅の集約化が必要かを見極め、中長期的な目線で公営住宅の管理をしてまいります。

3点目の提言につきましては、子育て世代や世帯用に特化した住宅だけでなく、生活の多様化による居住ニーズや社会情勢などを鑑みながら、中長期的な目線で公営住宅の在り方を内部で議論してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問します。

1点目は、現在の各町営住宅における入居率を伺います。

また、国の公営住宅などストック総合改善事業に新たに子供の安全確保に関わる改善として、子供の転落防止措置などのメニューが拡充されると聞き及んでいますが、養老町営住宅における対応について伺います。

2点目は、押越住宅A棟は築45年、B棟は築42年、下高田A棟は築33年ですが、耐用年数及び起債の償還についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（北倉義博君） 吉村建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） それでは、水谷議員の再質問について回答させていただきます。

1点目の入居率とストック総合改善事業への対応につきましては、養老町には公営住宅法に基づく住宅「町営住宅」の35戸と特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅「特定公共賃貸住宅」46戸を現在管理・運営しております。

町営住宅は、押越住宅A棟・B棟、及び下高田住宅A棟で、現在、ウクライナ避難民2戸を除き、入居率は100%となります。

次に、特定公共賃貸住宅は、下高田住宅B棟、岩道住宅A棟・B棟・C棟になりますが、現在、能登半島地震被災者用5戸を除き、入居率は80.4%となります。

今後の町営住宅の大規模な改修については、中長期的な目線で検討する必要があるた

め、現在の町営住宅等の状況の把握に努め、改修が必要な場合には公営住宅等ストック総合改善事業を活用できるかも含め、調査・研究に努めてまいります。

2点目の耐用年数及び起債の償還につきましては、町営住宅等は耐火構造住宅のため、公営住宅法の規定により耐用年数は70年となります。町営住宅等は建設費用として起債を借りておりましたが、町営住宅は全て償還が終了しており、特定公共賃貸住宅は令和10年度に償還終了予定です。

また、町営住宅の建て替えにつきましては、耐用年数の2分の1が経過していること、譲渡処分につきましては耐用年数の4分の1が経過していること、用途廃止につきましては耐用年数が経過していることが必要となります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 公営住宅の量と質を検討する、空き家・空き室率を少なくするための対策、コミュニティバランスを考慮した子育て世帯の入居促進を図る具体的な検討も加えていただきながら、計画的に進めていただくことを要望し、次の質問に入ります。

3件目は、最後の質問ですが、これまで再三再四取り上げてきました加齢性難聴について、今議会では特定健診の項目に加えるとともに、耳鼻科医での聴力検査に助成制度を創設することを求め、町の見解を問うものです。

町長は、8030運動が耳鼻科医らでつくる医学会を中心に展開されていることを御存じでしょうか。8020運動は1989年、厚生労働省と日本歯科医師会が推進し、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうと様々な事業が実施され、本年で36年を迎えましたので、多くの町民の方の市民権を得ていると思います。改めて8030運動について述べさせていただきますと、人のささやき声に相当する30デシベルが80歳で聞き取れることを目標とする「聴こえ8030運動」です。

認知症は、社会的孤立や認知症、鬱、転倒につながるデータの国際的に積み重なってきました。2017年の国際的な医学誌ランセットの論文では、認知症のうち35%が予防可能で、内訳として難聴が9%と最大の要因を占め、昨年最新の最新評価では予防できる認知症45%のうち、難聴は高脂血症と並び7%に更新され最大要因とされました。

学校や職場健診で聴力検査がありますが、2種類の音の高さで25から40デシベルが聞き取れれば正常と判断されますが、耳鼻科での検査は防音室内で7種類の音の高さをどこまで聞こえるかを測定します。国内では、難聴の自覚症状があっても耳鼻科を受診する人の割合は約4割で、6割から8割程度を占める先進国に比べ低いことが指摘されています。その要因として、特定健康診査における高齢者の聴力検査や健診の未実施が指摘されています。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会は、80歳で30デシベルを維持している人は現在3割程

度と推測しています。認知症の最大の要因でもある聴力検査に特定健診の項目を新設するとともに、耳鼻科での聴力検査に助成制度を講じることに對する町の見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの水谷議員の御質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

難聴の主な原因としては、加齢はもちろんのこと、騒音曝露や喫煙、糖尿病等、様々な要因があると考えられています。高齢者の難聴は、聞こえにくさから会話やコミュニケーションの困難を生じ、さらに社会とのつながりが希薄になることが認知症や社会的孤立の要因となると言われています。現在、町では新生児聴覚検査費助成事業として、新生児が誕生した後に実施する耳の聞こえの検査について3,000円を上限に助成を行っておりますが、加齢性難聴に対する補助は行っておりません。

また、町で実施している特定健診においても、生活習慣病の予防を目的とした健康診断であり、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、内臓脂肪の蓄積状態や血圧、血糖、脂質などの検査を行いますが、聴力検査については検査項目に入っていないのが現状であります。

厚生労働省の難聴の対応に関する連絡会議においても、難聴に対する健診を対象とするかどうかについては、費用対効果を含めて検討が必要であり、必要な知見を収集していくとの見解が示されているところです。

議員の御発言された聴力検査の助成については、西濃地区の市町に聞き取り調査を実施しましたが、現時点で高齢者に対する聴覚検査の助成を行っている自治体はありませんでした。しかし、介護予防の観点から、難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き等を参考にし、声が聞き取りにくい高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を推進してまいりたいと存じます。

そのために、次年度に着手予定の第4次養老町地域福祉計画策定に向けたアンケート調査や各種講座・会議等において、聞こえづらさの自覚や聴力検査助成のニーズについて把握に努め、調査・研究してまいりたいと存じます。

また、啓発につきましても、聴覚と認知症予防の関係性については、認知症サポーター養成講座、まるごと介護予防教室、出前講座等にて、難聴は、話を理解できてはいないが、にこにこして聞こえたふりをしてしまうというほほ笑みの障害であり、耳がよく聞こえない状態を放置することにより、脳への刺激が減り、人との交流の意欲を失わせ、認知症の要因の一つであることをお伝えしておりますが、広報「よろろう」やホームページ等にさらなる周知を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問を行います。

令和6年度から令和11年度を期間とした第3期養老町保健事業実施計画（データヘルス計画）、養老町国民健康保険第4期特定健康診査など実施計画の特定健康診査率では、当町の令和3年度の特定健診受診率を41.4%（県内22位）で年々上昇していましたが、令和4年度では40.7%と、国は58.1%ということですが、わずかに低下したと述べています。魅力的な特定健診メニューの拡充も健診率に大きく左右すると考えますが、聴力検査項目の新設は、受診率の低い50歳代の世代も含め歓迎される項目になると考えますが、いかがでしょうか。あわせて新年度の受診率の目標を伺います。

聞こえの検査費用については1割負担で300円から400円の設定ですが、新設と助成制度を実施するとの答弁には至りませんか。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

1つ目の御質問と2つ目の御質問をまとめて回答させていただきます。

特定健診については、先ほども申しましたが、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、主にメタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病の予防に特化した健診であります。聴力検査助成を行う場合は、町独自の事業となりますが、受診率の向上や認知症予防につながるかどうかは未知数であり、現時点では助成の実施は考えておりません。

特定健診の受診目標に関しましては、町データヘルス計画において、国民健康保険にて実施する特定健診については、令和7年度目標として45%と設定しております。また、75歳以上が対象のぎふ・すこやか健診については、町受診率が令和5年度の実績として22.1%でございました。目標については、保険者である岐阜県後期高齢者医療広域連合が策定したデータヘルス計画において、令和7年度の県全体の目標受診率を設定しており、町においてもそれに準じた27.2%を目標としております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 特定健診は、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を目的として2008年、平成20年に始まったと承知しています。健診内容は、問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査で、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などです。時代の要請に応え、今後、聴力検査などの健診メニューがさらに充実していくことも否めません。

加齢性難聴を放置すると、社会的孤立に陥る確率が2.78倍、鬱発症率が1.48倍、認知症の発症率が1.37倍になる報告が、ここ数年で相次いで公表されています。生活の中で聞き取りづらさを感じるなら補聴器の利用が勧められ、補聴器をつけると、つけないに比べ、鬱や不安、転倒の発症率が15%前後減少したとの研究も公表されています。

また、難聴と思われる方への接し方として、騒音や雑音の少ない場所で話す、正面か

聞こえる側の耳元で話す、十分に注意を促しながら話す、低い声でゆっくり話す、ジェスチャーや筆談を活用するなどの配慮も必要であります。

お年寄りが豊かに暮らせるまち養老、豊かなシニアライフを過ごせるまちとして、聞こえのバリアフリー化施策をさらに進めていただくことを強く要望し、今議会での質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会最終日は明日3月19日水曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時33分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月18日

議 長 北 倉 義 博

議 員 吉 田 太 郎

議 員 早 崎 百 合 子